

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（環境保全対策グループ）（06-6615-7923）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	特定建設作業の騒音の防止方法の改善等の命令
概要	特定建設作業に伴って発生する騒音が規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、騒音の防止の方法の改善等に関する勧告を行うことができるが、その勧告に従わずに特定建設作業を行っている場合は、騒音の防止の方法の改善等を命令することができる。
根拠法令等 及び条項	騒音規制法第15条第2項
処分基準	騒音規制法第15条第1項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているとき
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060314.html
備考	